

令和3年秋の全国交通安全運動推進要綱

令和3年7月19日
中央交通安全対策会議
交通対策本部決定

第1 目的

本運動は、広く国民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、国民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

第2 期間

- 1 運動期間 令和3年9月21日（火）から30日（木）までの10日間
- 2 交通事故死ゼロを目指す日 9月30日（木）

第3 主催

内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、防衛省、都道府県、市区町村、独立行政法人自動車技術総合機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、自動車安全運転センター、軽自動車検査協会、（一財）全日本交通安全協会、（公財）日本道路交通情報センター、（一社）全日本指定自動車教習所協会連合会、（一社）日本二輪車普及安全協会、（一社）日本自動車連盟、（公社）日本バス協会、（公社）全日本トラック協会、（一社）全国ハイヤー・タクシー連合会

第4 協賛

別紙のとおり

第5 運動重点

1 全国重点

- (1) 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
- (2) 夕暮れ時と夜間の事故防止と歩行者等の保護など安全運転意識の向上
- (3) 自転車の安全確保と交通ルール遵守の徹底
- (4) 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶

【趣旨】全国重点を4点とする趣旨は以下のとおりである。

- (1) 交通事故死者数全体のうち、歩行中の割合が最も高いこと、歩行者側にも横断歩道外横断や車両等の直前直後横断等の法令違反が認められること、次代を担う子供のかげがえのない命を社会全体で交通事故から守ることが重要であるに